

千葉県報

定例
令和5年2月24日

主要目次

- 告示
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 一
- 公告
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件) 一
- 公告
土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 三
- 都市計画地区計画の関係図書縦覧 四
- 特定調達公告 四
- 入札公告 四

告示

告示

千葉県告示第六十七号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年千葉県告示第四百五十号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の一部について次のとおり指定を解除する。
令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 袖ヶ浦市上泉字定度岱一、二九〇番一の一部(別図のとおり)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

公告

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千

葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ステーションセンター船橋
船橋市本町一丁目一、一六一番地二ほか
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二ほか
東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
 - 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二ほか
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二ほか
 - 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 代表取締役 寺田和正ほか
東京都港区三田一丁目四番一号住友不動産麻布十番ビル一〇階ほか
 - 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社紀ノ國屋 代表取締役 富田勝己ほか
東京都港区北青山三丁目一番七号ほか
 - 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和四年六月二十四日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和四年七月一日ほか
 - 届出年月日
令和四年十一月二十四日
- 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千

葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド柏店

柏市大山台一丁目二番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣ほか

成田市西三里塚二四五番地一二ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林辰夫

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀

5 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和四年十一月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千

葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

流山おおたかの森S・CF LAPS

流山市おおたかの森南一丁目二番三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐

東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫ほか

東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫ほか

東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号ほか

5 変更年月日

令和四年十月三十一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千

葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

流山おおたかの森S・C

流山市おおたかの森南一丁目五番地の一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐ほか

東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか

大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか

大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

<p>5 変更年月日 令和四年十月一日ほか</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p>
<p>二 届出年月日 令和四年十二月十三日</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p>
<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和五年二月二十四日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十四日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和五年二月二十四日</p>
<p>一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 流山おおたかの森S・CANNEX2</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目二番地一</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐 東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号</p>
<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 （仮称）流山おおたかの森S・CB43街区</p>	<p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 流山おおたかの森S・CANNEX2</p>	<p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか</p>
<p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 未定</p>	<p>5 変更年月日 令和四年十月一日ほか</p>
<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 角上魚類株式会社 代表取締役 柳下浩伸 埼玉県さいたま市岩槻区美園東二丁目一六番地五号</p>	<p>二 届出年月日 令和四年十二月五日</p>
<p>7 変更年月日 令和四年六月三十日</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工振興課</p>
<p>二 届出年月日 令和四年十二月十三日</p>	<p>土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、千葉県手賀沼土地改良区の手賀沼地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を</p>

次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - 1 千葉県手賀沼土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
 - 2 千葉県手賀沼土地改良区定款の写し
- 二 縦覧期間
 - 令和五年二月二十七日から三月二十七日まで
- 三 縦覧場所
 - 柏市役所、我孫子市役所、印西市役所及び白井市役所

都市計画地区計画の関係図書の縦覧
 令和五年二月二十四日浦安市の決定に係る浦安都市計画地区計画(第一・四丁目地区別
 区計画)の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十
 条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 令和五年二月二十四日
 千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOに基づいて政府調達に関する強制的な費用を定めたもの(以下「**入札公告**」)と見做す。
 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年2月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 ICカード化運転免許証作成システム用機器貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 仕様書に示す条件に適合する機器等を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 契約係 電話043(201)0110
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年2月24日から3月17日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限
 - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年4月5日午後5時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年4月5日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 令和5年4月6日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。
- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月17日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease Contract for System Equipment to Create IC Chipped Driver's Licenses:1set</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 5 April, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p>	
---	--

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八